

Weekly Report

第536日号
令和2年1月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和2年1月から適用される主な税制

◎基礎控除の見直し……全ての納税者に適用される基礎控除額が10万円引上げられ48万円になります。ただし、所得金額が2400万円超の場合に控除額が逡減し、2500万円超の場合は適用できません。

◎給与所得控除の見直し……控除額を一律10万円引下げます。また、給与収入850万円超の場合に控除の上限額が適用され、その上限額を195万円に引下げます（22歳以下の扶養親族を有する場合などは軽減措置あり）。なお、給与収入850万円以下の場合、基礎控除引上げにより税負担は変わりません。

◎公的年金等控除の見直し……控除額を一律10万円引下げ、公的年金等収入が1千万円超の場合の控除額に195万5千円の上限を設けます。また、公的年金等収入以外の所得金額が1千万円超の場合は控除額を引下げます。

◎扶養親族等の合計所得要件の見直し……上記に伴い、配偶者控除の対象となる配偶者や、扶養控除の対象となる扶養親族の所得金額は48万円以下（給与所得控除引下げにより給与収入

103万円以下は変更なし）に、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額は48万円超133万円以下に引上げます。

◎青色申告特別控除額（65万円）の見直し……青色申告の個人事業主が要件を満たす場合に適用できる青色申告特別控除額を55万円に引下げます。ただし、①e-taxによる申告、又は②電子帳簿保存のいずれかを行った場合は、65万円の控除が受けられます。

◎投資信託等の二重課税調整措置……外国資産（株式等）への投資による利益をもとに分配金が支払われている投資信託等について、外国と国内での二重課税を解消するための調整措置が適用されます。

給与所得者の確定申告（還付申告）について

令和元年分の所得税の確定申告は、本年2月17日～3月16日までとなります。

大部分の給与所得者は確定申告をする必要はありませんが、給与収入が2千万円超の方や、給与以外の所得（退職所得を除く）が20万円超の方などは確定申告をしなければいけません。

また、確定申告が必要ない方でも、医療費が10万円（所得200万円未満の方は、その5%）を超える場合の医療費控除や、災害等で住宅や家財に損害を受けた場合の雑損控除などを適用するためには、還付を受けるための申告（還付申告）が必要となります。この還付申告は、確定申告期間に関係なく1月から行うことができます。

1月は税務事務が集中・お早目のご準備を

- ★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。
 - ★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人（昨年途中で退職した人も含む）の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に複写分と併せて2通とも提出。
 - ★償却資産申告書……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について、市町村等の固定資産税課に提出。
- ◎提出期限は全て1月31日（金）です。